

市民のみなさんもぜひふるさと納税をご活用ください!

「泉佐野市公益活動応援基金」を創設しました!!

～地域団体の公益活動を助成するための寄付金を受け付けています～

「泉佐野市公益活動応援基金」は、地域の各種団体（※1）が自主的に実施する地域の活性化や課題の解決に向けた公益活動（※2）への助成に要する経費に充てるため資金を積み立てることを目的として、10月1日に創設されました。

地域の各種団体が実施する公益活動に対する寄付金を広く募集しますので、みなさんのご協力をお願いします。

●この寄付金には、返礼品はありませんが、ふるさと納税の対象となり、寄付金のうち2,000円を超える部分については、税の優遇控除が受けられます。（ただし、税の控除を受けるには、確定申告やワンストップ特例申請などの手続きが必要です。）

●後日、寄付者には「寄付受領証明書」を郵送し、寄せられた寄付金は「泉佐野市公益活動応援基金」に積み立てます。

●寄付者が寄付先として希望した団体が令和3年度以降に実施する公益活動への助成金の財源として、寄付金額の全額を活用します。

寄付の受付 次のいずれかで

●泉佐野市ふるさと納税特設サイト「さのちよく」(<https://furusato-izumisano.jp/>)でWEB受付（予定）

●会計課窓口を設置の申請書で受付（2千円以上の現金に限る）

問合せ 自治振興課



【注意事項】

●寄付者が助成先として希望した団体が公益活動を実施していない場合や、助成金の受取を辞退した場合などは、寄付者のご希望に沿えない場合があります。

●受付の際に寄付者が希望団体を指定しない場合の他、単に税の優遇措置を受けることだけを目的とした寄付は、受付ができない場合があります。

（※1）地域の各種団体とは…

泉佐野市内に本拠を置き、かつ2人以上で構成されている団体で、法人格の有無は問いません。

【参考例】

町会（自治会）、子ども会、長生会、まちづくり活動団体、福祉活動団体、スポーツ団体、文化振興団体、青少年育成団体、環境保全活動団体、人権擁護活動団体、健康推進活動団体 など

※宗教団体、政治団体、社会福祉法人、医療法人、学校法人、民間企業、および反社会的団体は除く

（※2）公益活動（特定非営利活動）とは…

特定非営利活動促進法第2条第1項の別表に掲げる次の20の活動であって、**不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの**

- ①保健、医療または福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の増進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④観光の振興を図る活動
- ⑤農山漁村または中山間地域の振興を図る活動
- ⑥学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- ⑦環境の保全を図る活動
- ⑧災害救援活動
- ⑨地域安全活動
- ⑩人権の擁護または平和の推進を図る活動
- ⑪国際協力の活動
- ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬子どもの健全育成を図る活動
- ⑭情報化社会の発展を図る活動
- ⑮科学技術の振興を図る活動
- ⑯経済活動の活性化を図る活動
- ⑰職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱消費者の保護を図る活動
- ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動
- ⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県または指定都市の条例で定める活動